

審 査 請 求 書

年 月 日

長 　　　　　あて

審査請求人（住所）
（氏名）
（連絡先）

次のとおり審査請求をします。

1 審査請求に係る処分の内容

長が 年 月 日付 をもって審査請求人に対してした保育所等利用不承諾に関する処分

2 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

年 月 日

3 審査請求の趣旨

「1記載の処分を取り消す」との裁決を求める。

4 審査請求の理由

1記載の処分（以下、「本件処分」という。）は、予測された入園希望者数に対応した保育所施設整備を怠った結果なされたものであり、児童福祉法、子ども・子育て支援法に反し、違法・不当である。

(1) 予測された入園希望者数に対応した保育所施設整備を怠ったこと

本件処分理由は、保育所等利用不承諾通知書理由欄記載のとおり「児童は保育の実施基準に該当しますが、希望される保育所の年齢別取扱枠に対して入所申込が多く、優先度の高い方が他にいるため」である（添付書類（1））。

0歳児クラスの選考にあたっては、母子手帳の交付などを通じて出生予測を2015年から立てることができたのに、そこから約2年を経過する2017年4月段階で十分な保育所の設置を行うことを怠った。また、当該0歳児クラス該当児童の在住地域についても、土地利用や転入転出状況を調査することであらかじめ予測できたのに、これら調査をせず、または調査をしても保育所の十分な設置を行うことを怠った。これら行政の怠慢の結果、2017年4月入園（0歳児クラス）の入園希望者に対して極めて少ない定員枠しか設けず、保育所利用を認めないという本件処分が行

われた。

(2) 処分庁が保育を必要と判断しながら本件処分を行ったこと

保育所とは「保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設」（児童福祉法第39条第1項）である。

「市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第九項の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない」（児童福祉法第24条第1項）。

本件処分は、かかる自治体の義務に反するものである。とりわけ、処分庁は、「児童は保育の実施基準に該当する」ことを認識している。現に、児童の保護者は、就労を行わなければ今後の生活を成り立たせることができない。

保育が必要と判断していながら、これら保育所設置の怠慢の結果なされた本件処分は、児童福祉法第24条第1項、子ども・子育て支援法第3条第1項に反し、違法・不当であるから、取り消されるべきである。

5 処分庁の教示の有無及び内容

「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、新宿区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。」との教示があった。

6 口頭意見陳述の申立て

適切な機会に、口頭意見陳述（行政不服審査法31条）を行う。

7 添付書類

- (1) 保育所等利用不承諾通知書の写し
- (2) 保育園・子ども園・保育ルーム等申込状況一覧表

以 上